

# 調查結果

# 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

## 1. 1 市町村における対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数

平成 18 年度、全国の 1,829 市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、273 件であった。

### (2) 相談・通報者 (表 1)

相談・通報者の内訳は、「親族」が 24.5%と最も多く、次いで「当該施設職員」が 23.1%、「当該施設元職員」が 10.6%であった。なお、「本人による届出」は 4.0%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数 273 件と一致しない。

表 1 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
人	11	67	63	29	2	16	8	16	45	40	297
%	4.0	24.5	23.1	10.6	0.7	5.9	2.9	5.9	16.5	14.7	-

(注 1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 273 件と一致しない。

(注 2) %は相談・通報総数 273 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

### (3) 事実確認の状況 (表 2)

相談・通報総数 273 件のうち、「事実確認を行った事例」は 240 件、「事実確認を行わなかった事例」は 33 件であった。「事実確認を行った事例」240 件のうち、「訪問調査(介護保険法又は老人福祉法に基づく立入検査等を含む)による事実確認を行った事例」が 218 件、「訪問調査以外の方法による事実確認を行った事例」が 22 件であった。

一方、事実確認を行わなかった 33 件における、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 15 件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が 12 件、「その他」が 6 件であった。

表 2 相談・通報に関する事実確認の状況

相談・通報総数	273 件
事実確認を行った	240 件
訪問調査による事実確認	218 件
上記以外の方法による事実確認	22 件
事実確認を行わなかった	33 件
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例	15 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	12 件
その他	6 件

訪問調査による事実確認を実施主体別（表3）にみると、「市町村単独のみ」が181件の他、「都道府県と市町村の合同のみ」が31件、「市町村単独と都道府県と市町村の共同の両方」が6件であり、218件のうち17.0%に当たる37件において、市町村と都道府県の共同による訪問調査が実施されていた。

表3 訪問調査等による事実確認の実施主体の内訳

	件数	回数
市町村単独のみ	181	251
都道府県と市町村の合同のみ	31	39
市町村単独と都道府県と市町村の共同の両方	6	15
合計	218	305

(4) 都道府県への報告（表4）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、法第22条及び法律施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないとされている。

事実確認を行った事例240件のうち、58件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由の内訳は、「虐待の事実が認められた」が42件、「虐待の事実が認められたが、更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が9件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が7件であった。

表4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	58件
虐待の事実が認められた	42件
虐待の事実が認められたが、更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	9件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	7件

1. 2. 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から報告があった事例

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、平成18年度に市町村から都道府県へ報告があった58件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待を受けた高齢者本人の状況、虐待を行った養介護施設従事者等の状況、虐待の種別・類型、対応状況等について集計を行った。

ア. 施設・事業所の種別（表5）

「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が36.2%と最も多く、次いで「介護老人保健施設」が19.0%、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が15.5%であった。

表5 当該施設・事業所の種別

	養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	訪問介護、訪問入浴介護	短期入所施設	認知症対応型共同生活介護	その他	合計
件数	1	7	1	21	11	4	3	9	1	58
%	1.7	12.1	1.7	36.2	19.0	6.9	5.2	15.5	1.7	100.0

イ. 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級別及び要介護状態区分別の内訳について、被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、56件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は76人であった。

(ア) 性 (表6)

「男性」が23.7%、「女性」が72.4%と、全体の7割以上が女性であった。

(イ) 年齢 (表7)

「80～89歳」が36.8%と最も多く、次いで「90～99歳」が28.9%であり、合わせて65.7%と、全体の6割以上が80歳以上であった。

表6 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	18	55	3	76
%	23.7	72.4	3.9	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

表7 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	不明・その他	合計
人	5	17	28	22	4	76
%	6.6	22.4	36.8	28.9	5.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

(ウ) 要介護状態区分 (表8)

「要介護4」が43.4%と最も多く、次いで「要介護5」が17.1%、「要介護3」が15.8%であり、合わせて「要介護3以上」が76.3%と約4分の3を占めた。

表8 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人	%
要支援1	1	1.3
要支援2	1	1.3
要介護1	7	9.2
要介護2	6	7.9
要介護3	12	15.8
要介護4	33	43.4
要介護5	13	17.1
不明	3	3.9
合計	76	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

ウ. 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等（以下、虐待者）の年齢及び職種について、虐待者が特定できなかった9件を除く49件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、49件の事例に対し、虐待者の総数は57人であった。

(ア) 年齢（表9）

「29歳未満」が29.8%と最も多く、次いで「30～39歳」が21.1%であり、これらを合わせると「40歳未満」が50.9%と半数以上であった。

表9 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	29歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人	17	12	1	8	4	15	57
%	29.8	21.1	1.8	14.0	7.0	26.3	100

(注) 虐待者が特定できなかった9件を除く49件の事例を集計。

(イ) 職種（表10）

「介護職員」が78.9%、「看護職員」が8.8%の他に、「管理者」「施設長」及び「開設者」を合わせて12.3%と1割強であった。

表10 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	合計
人	45	5	4	2	1	57
%	78.9	8.8	7.0	3.5	1.8	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった9件を除く49件の事例を集計。

エ. 虐待の種別・類型（表11）

市町村から都道府県へ報告があった58件の事例における虐待の種別・類型（複数回答）は、「身体的虐待」が72.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が41.4%、「介護等放棄」が10.3%であった。

※ 1件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は報告があった事例58件と一致しない。

表11 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	種別不明	合計
件数	42	6	24	4	3	2	81
%	72.4	10.3	41.4	6.9	5.2	3.4	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は報告があった事例58件と一致しない。

(注2) %は報告があった事例58件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

才. 対応状況等

市町村から都道府県へ報告があった事例 58 件のうち、「市町村による虐待の事実の認定に基づき、都道府県としても虐待の事実が認められたと判断した事例」が 38 件、「改めて事実確認を行った事例」が 20 件であった。改めて事実確認を行った 20 件の結果は、「虐待の事実が認められた事例」が 10 件、「虐待ではないと判断した事例」が 1 件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が 9 件であった（表 12）。

表 12 市町村から報告された事例への都道府県の対応

市町村による虐待の事実の認定に基づき、都道府県としても虐待の事実が認められたと判断した事例	38 件
改めて事実確認を行った事例	20 件
虐待の事実が認められた事例	10 件
虐待ではないと判断した事例	1 件
虐待の事実が確認できなかった事例	9 件

したがって、最終的に「虐待の事実が認められた事例」が 48 件、「虐待ではないと判断した事例」又は「虐待の事実が確認できなかった事例」が合わせて 10 件であった。

虐待の事実が認められた事例 48 件における対応について表 13 に示す。都道府県又は市町村における介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 45 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」「改善命令」「指定の停止」が各 1 件行われた。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」22 件、「勧告・命令への対応」が 2 件、「その他」が 17 件であった。その他の主な具体的な内容は、「虐待を行っていた職員を解雇」「高齢者虐待対応マニュアルの作成」「緊急職員会議の開催」「虐待防止について研修、啓発」「虐待者の配置換え、降格」「施設内虐待意識調査を実施」「被虐待高齢者・家族への謝罪」「施設内に人権委員会設置」等であった。

表 13 虐待の事実が認められた事例(48 件)における対応

介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村)	報告徴収、質問、立入検査、指導	45 件
	改善勧告	1 件
	改善命令	1 件
	指定の停止	1 件
	合計	48 件
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	22 件
	勧告・命令等への対応	2 件
	その他	17 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表 14）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、市町村から都道府県へ報告があった 58 件のほかに、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 33 件あり、「後日、事実確認予定又は対応検討中」の 7 件を除く 26 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 5 件、「虐待ではないと判断した事例」が 4 件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が 17 件であった。

「虐待の事実が認められた」5 件のうち、介護保険法または老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 2 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 3 件行われた。

表 14 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	33 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	4 件
事実確認を行ったが、虐待の事実が確認できなかった事例	17 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	7 件

(3) 都道府県における公表

法第 25 条の規定による都道府県における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表については、平成 19 年 8 月 31 日現在で 24 都道府県が実施済みであった。

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数

平成18年度、全国の1,829市町村で受け付けた養介護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、18,393件であった。

### (2) 相談・通報者(表15)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が41.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が13.2%、「被虐待高齢者本人」が11.9%、「民生委員」が9.1%、「警察」が6.8%であった。また、「虐待者自身」からは1.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

表15 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	7,583	1,004	1,682	2,194	2,434	271	1,295	1,249	1,840	298	19,850
%	41.2	5.5	9.1	11.9	13.2	1.5	7.0	6.8	10.0	1.6	—

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

(注2) %は相談・通報総数18,393件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

### (3) 事実確認の状況(表16)

「訪問による事実確認(立入調査事例は除く)」が61.3%、「関係者からの情報収集のみによる事実確認」が27.7%、「事実確認を行ったが、確認の方法が不明」が0.6%、「立入調査による事実確認」が1.4%であり、これらを合わせて91.1%の事例(16,751件)において、何らかの方法で事実確認が行われていた。一方、「立入調査が困難」が0.2%、「訪問拒否等により事実確認が不可能」が0.9%と、合わせて約1%の事例では事実確認が困難であった。

表16 事実確認の実施状況

	件数	%
訪問による事実確認を行った事例 ※立入調査事例は除く	11,282	61.3
関係者からの情報収集のみによる事実確認を行った事例	5,100	27.7
事実確認を行ったが、確認の方法が不明	112	0.6
立入調査による事実確認を行った事例	257	1.4
警察が同行した事例	107	
警察に援助要請したが同行はなかった事例	60	
立入調査が困難であった事例	31	0.2
訪問拒否等により事実確認が不可能だった事例	167	0.9
後日事実確認予定又は対応を検討中の事例	750	4.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待事例ではないと判断し、事実確認を行わなかった事例	694	3.8
合計	18,393	100.0



(4) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という)の総数は、12,575 件であった。

一方、虐待を受けたとは思われなかったが、虐待を受ける恐れがある等の理由により、予防的に何らかの具体的な対応を行った事例の総数は、2,460 件であった。

以下、虐待判断事例における、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策の内訳等については、1829 の市町村のうち、回答に疑問点等がある 190 の市町村を除く 1,639 の市町村の回答(相談・通報総数 13,965 件、虐待判断事例総数 9,884 件)を対象に集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型(表 17)

「身体的虐待」が 64.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 35.6%、「介護等の放棄(ネグレクト)」が 29.4%、「経済的虐待」が 27.4%、「性的虐待」が 0.7%であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 9,884 件と一致しない。

表 17 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	6,340	2,908	3,520	71	2,705	15,544
%	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4	—

(注 1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 9,884 件と一致しない。

(注 2) %は虐待判断事例総数 9,884 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

ア. 性及び年齢(表 18、表 19)

性別では、「女性」が 76.9%、「男性」が 22.8%と「女性」が全体の 4 分の 3 以上を占めていた。年齢階級別では「80~89 歳」が 39.8%と最も多く、次いで「70~79 歳」が 36.8%であり、これら 2 つの年齢階級を合わせると 76.6%と全体の 4 分の 3 以上を占めていた。

※ 1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	2,284	7,717	29	10,030
%	22.8	76.9	0.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65~69 歳	70~79 歳	80~89 歳	90 歳以上	不明	合計
人	1,078	3,687	3,987	941	337	10,030
%	10.7	36.8	39.8	9.4	3.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

イ. 要介護認定者数（表 20）

「認定済み」が 67.2%（6,742 人）と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護認定

	人	%
未申請	2,453	24.5
申請中	153	1.5
認定済み	6,742	67.2
認定非該当(自立)	351	3.5
不明	331	3.3
合計	10,030	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 21、表 22）

要介護認定者 6,742 人における要介護状態区分は、「要介護 3 以下」72.8%と、比較的軽度の者が 7 割以上を占めた。また、認知症日常生活自立度は、「Ⅱ以上」が 62.2%であった。

表 21 要介護認定者の要介護状態区分

	人	%
要支援 1	445	6.6
要支援 2	546	8.1
要介護 1	1,392	20.6
要介護 2	1,184	17.6
要介護 3	1,338	19.8
要介護 4	989	14.7
要介護 5	635	9.4
不明	213	3.2
合計	6,742	100.0

表 22 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人	%
自立又は認知症なし	1,179	17.5
自立度Ⅰ	924	13.7
自立度Ⅱ	1,461	21.7
自立度Ⅲ	1,312	19.5
自立度Ⅳ	535	7.9
自立度Ⅴ	106	1.6
認知症あるが自立度不明	779	11.6
自立度Ⅱ以上(再掲)	(4,193)	(62.2)
認知症の有無が不明	446	6.6
合計	6,742	100.0

(注) 「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況（表 23）

「虐待者と同居」が 84.3%と、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 23 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	件数	%
虐待者と同居	8,335	84.3
虐待者と別居	1,072	10.8
その他	201	2.0
不明	276	2.8
合計	9,884	100.0

オ. 世帯構成 (表 24)

「未婚の子と同一世帯」が 30.5%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 27.9%であり、両者を合わせると 58.4%と、6 割近くが「子と同居」であった。

表 24 被虐待高齢者の世帯の構成

	件数	%
単身世帯	830	8.4
夫婦二世帯	1,513	15.3
未婚の子と同一世帯	3,011	30.5
既婚の子と同一世帯	2,762	27.9
その他	946	9.6
不明	822	8.3
合計	9,884	100.0

カ. 虐待者との関係 (表 25)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 37.1%と最も多く、次いで「夫」が 14.1%、「娘」が 13.5%の順であった。

※ 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者総数は 11,401 人であった。

表 25 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	1,606	557	4,229	1,543	1,165	287	213	491	532	778	11,401
%	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8	100.0

(注) 虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者の総数は 11,401 人であった。

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無 (表 26)

虐待への対応として、被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」36.2%と、約 3 分の 1 強の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 59.7%と、約 6 割であった。

表 26 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	3,579	36.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	5,899	59.7
対応について検討、調整中の事例	406	4.1
合計	9,884	100.0

イ. 分離を行った事例の対応（表 27）

分離を行った事例における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が 35.9%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 19.8%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.7%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 490 件のうち、37.1%に当たる 182 件において面会を制限する措置が行われていた。

表 27 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	1,285	35.9
やむを得ない事由等による措置	490	13.7
面会の制限を行った事例	182	
緊急一時保護	392	11.0
医療機関への一時入院	709	19.8
その他	703	19.6
合 計	3,579	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表 28）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 42.3%と最も多く、次いで、「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が 24.3%、「見守り」が 22.0%であった。

表 28 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	件数	%
養護者に対する助言・指導	2,495	42.3
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	609	10.3
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	671	11.4
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	1,434	24.3
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	686	11.6
その他	1,464	24.8
見守り	1,300	22.0

（注 1）%は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない 5,899 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

（注 2）「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（平成 19 年度から日常生活自立支援事業）の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 90 件、「利用手続き中」が 127 件であり、これらを合わせた 217 件のうち、市町村長申し立ての事例は 81 例（37.3%）であった。

一方、「地域福祉権利擁護事業の利用」は 205 件であった。

### 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 18 年度末の状況を調査した。全部で 13 の項目について回答を求め、その結果を表 29 及び図 1 に示す。

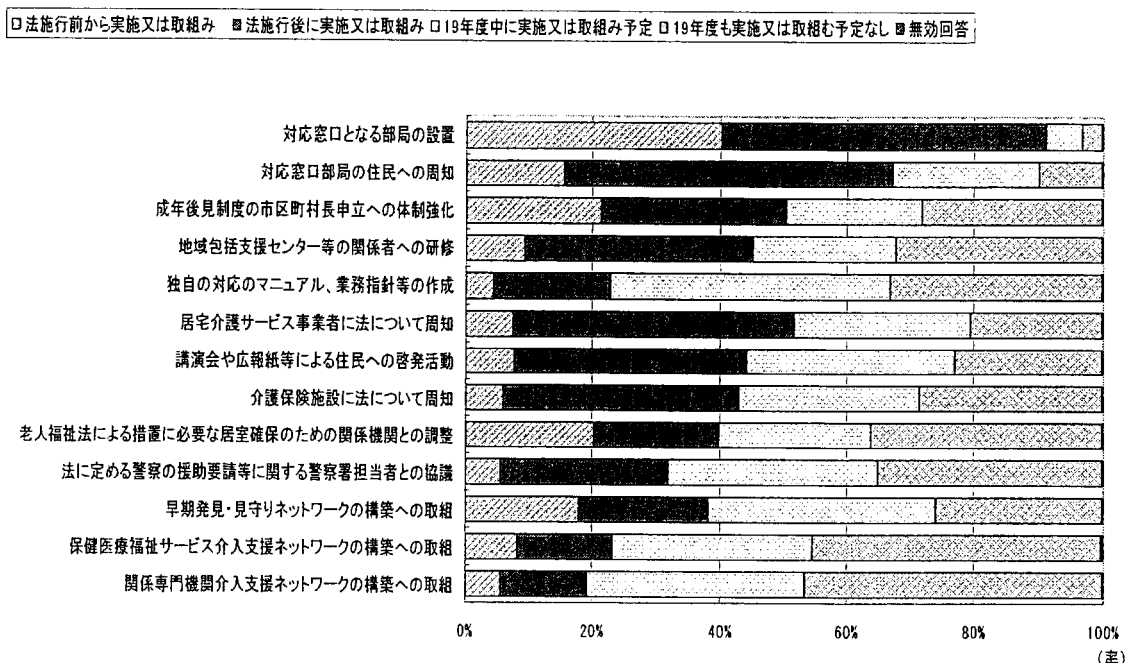
いずれの項目も、高齢者虐待防止法施行が契機となり、体制整備および取組みが促進されたことがわかる。

表 29 市町村における体制整備等に関する状況

(1,829 市町村、平成 18 年度末現在)

		法施行前 から実施 又は取組 み	法施行後 に実施又 は取組 み	(小計)	19 年度 中に実施 又は取組 み予定	19 年度も 実施又は 取組む予 定なし	無効 回答	計
対応窓口となる部局の 設置	数	735	934	1,669	99	59	2	1,829
	%	40.2	51.1	91.3	5.4	3.2	0.1	100.0
対応窓口部局の住民へ の周知	数	285	944	1,229	421	178	1	1,829
	%	15.6	51.6	67.2	23.0	9.7	0.1	100.0
成年後見制度の市区町 村長申立への体制強化	数	391	530	921	395	509	4	1,829
	%	21.4	29.0	50.4	21.6	27.8	0.2	100.0
地域包括支援センター 等の関係者への研修	数	173	653	826	415	587	1	1,829
	%	9.5	35.7	45.2	22.7	32.1	0.1	100.0
独自の対応のマニユア ル、業務指針等の作成	数	81	338	419	806	603	1	1,829
	%	4.4	18.5	22.9	44.1	33.0	0.1	100.0
居宅介護サービス事業 者に法について周知	数	141	803	944	511	371	3	1,829
	%	7.7	43.9	51.6	27.9	20.3	0.2	100.0
講演会や広報紙等によ る住民への啓発活動	数	142	667	809	601	418	1	1,829
	%	7.8	36.5	44.2	32.9	22.9	0.1	100.0
介護保険施設に法につ いて周知	数	109	675	784	527	515	3	1,829
	%	6.0	36.9	42.9	28.8	28.2	0.2	100.0
老人福祉法による措置 に必要な居室確保のた めの関係機関との調整	数	373	356	729	439	660	1	1,829
	%	20.4	19.5	39.9	24.0	36.1	0.1	100.0
法に定める警察の援助 要請等に関する警察署 担当者との協議	数	102	484	586	602	640	1	1,829
	%	5.6	26.5	32.0	32.9	35.0	0.1	100.0
「早期発見・見守りネット ワーク」の構築への取組	数	330	371	701	656	471	1	1,829
	%	18.0	20.3	38.3	35.9	25.8	0.1	100.0
「保健医療福祉サービス 介入支援ネットワーク」 の構築への取組	数	153	273	426	572	826	5	1,829
	%	8.4	14.9	23.3	31.3	45.2	0.3	100.0
「関係専門機関介入支 援ネットワーク」の構築 への取組	数	103	248	351	624	853	1	1,829
	%	5.6	13.6	19.2	34.1	46.6	0.1	100.0

図1 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況



各項目の平成18年度末現在の実施率を比較し表30に示す。「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が91.3%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が67.2%と最も実施率が高かった。一方、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」が39.9%、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」が38.3%、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が32.0%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」が23.3%、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」が19.2%であり、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、市町村内部の体制整備や住民及び介護関係施設・事業所への法の周知等に比べて実施率が低く、平成19年度中に取り組み予定なしという率も高かった。

表 30 市町村における体制整備等の実施率(平成 18 年度末現在)

	%
対応窓口となる部局の設置	91.3
対応窓口部局の住民への周知	67.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	51.6
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	50.4
地域包括支援センター等の関係者への研修	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	44.2
介護保険施設に法について周知	42.9
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	39.9
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	38.3
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	32.0
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	23.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	22.9
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	19.2

高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議  
(「孤立死」ゼロを目指して) の開催について

## 1 趣 旨

単身高齢者や高齢者世帯のみの世帯が増加している中で、都市部などにおいて、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する事例等が社会問題となっている。単身高齢者及び高齢者のみの世帯数は今後も増加することが予想される一方、地域のコミュニティ意識の希薄化が指摘されている中で、こうした高齢者等が地域から孤立することのないよう、取り組みを進める必要がある。

このため、孤立死ゼロを目指して、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死ゼロ」を目指して）」（以下「推進会議」という。）を開催し、各地域において実践されている特徴的な取り組みを全国に普及させるとともに、高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けて、国民等に提言することとする。

## 2 推進会議の活動内容

- (1) 各地域において実践されている孤立死ゼロに向けた取り組みの普及
- (2) 高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けての提言の策定

## 3 推進会議の運営

- (1) 推進会議の委員は、厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長が委嘱する。
- (2) 推進会議の委員は15名以内とし、議長を1名置く。
- (3) 推進会議の委員の任期は、1年とする。
- (4) 議長は、委員の互選により選出する。
- (5) 会議の庶務は、厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室において行うこととし、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、警察庁生活安全局地域課、総務省大臣官房企画課、国土交通省住宅局住宅総合整備課の協力を得るものとする。

## 4 施行期日

本開催要綱は、平成19年8月20日から施行する。



高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議

(「孤立死」ゼロを目指して) 委員名簿 (50音順)

- 安藤 和津 エッセイスト
- 飯田 宏行 千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
- 伊藤 陽子 新宿区健康部長
- 稲垣 紀夫 北海道旭川市消防本部消防長
- 大蔵 豊和 社団法人高層住宅管理業協会業務部次長
- 大澤 義行 全国民生委員児童委員連合会会長
- 兼松 久和 全国自治会連合会会長
- 小池 昭夫 独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部業務収納リーダー
- 渋谷 篤男 社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部長
- 鷺見よしみ 日本介護支援専門員協会副会長
- 園田真理子 明治大学理工学部建築学科准教授
- 高橋 紘士 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
- 田尻 佳史 日本NPOセンター事務局長
- 永井 愛子 全国老人クラブ連合会副会長
- 野中 博 医療法人社団博腎会野中医院院長

○印は座長。